

リース方式でのLED導入に関する仕様書について

令6年3月25日
環 境 省

1. 経緯

- 政府実行計画において既存設備を含めた政府施設のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることとされているところ、2022年度時点の導入率は約3割であり、導入の加速化が必要。
- LED照明の導入を進めるにあたり、自ら購入する場合は初期費用がかかり予算の確保が必要だが、リース方式の場合は初期費用がかからず、多くの照明器具を短期間でLED化することができると思われる。
- 各府省庁における検討の参考とするため、環境省における導入事例を基に、リース方式でLED照明を導入する際の仕様書のポイントを紹介する。

2. リース方式でのLED導入に関する仕様について

- 環境省における導入の際は、環境省（中央合同庁舎5号館）の環境省エリア（地下2階、地下1階、3階、22階、24階、26階）の蛍光灯照明器具（約1900件）を対象に、2018年3月から2022年3月までの約4年間の期間において、LED照明器具賃貸借及び保守業務とした。
- 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、調達を行うこととした。
- 一般的なリース方式の場合は契約終了後に返却が必要だが、契約終了後に所有権が借り手に移る契約手法もあり、環境省における導入の際は仕様書において下記の記載を行った。
「賃貸借期間終了後、環境省に賃貸借物件を無償譲渡すること。」